住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金 (均等割のみ課税) のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金 (均等割のみ課税)を、ご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、<u>現在のお住まいの市区町村</u> から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村で<u>手続きが必要</u>です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が 住所地以外にお住まいの場合をいいます。
- ※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する世帯に対し、1世帯あたり 10万円を支給します。

- ① 世帯全員の令和5年度「住民税所得割が非課税」の世帯
- ②予期せぬ事情で家計が急変し、世帯全員の収入が「住民税所得割非課税 相当」となった世帯

申請先

申請期間

下記の給付金担当へ申請してください。

令和6年8月30日(金) まで

お問い合わせ先

舞鶴市役所 臨時特別給付金担当 (受付時間 平日8:30~17:00)

住所:舞鶴市字北吸1044番地(福祉企画課) TEL: 0773-68-9012 FAX:0773-62-9891

メール: fkyufu@city.maizuru.lg.jp

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

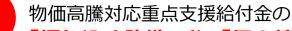
手続き・支給要件・必要書類等

以下のO&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。 ご不明な点は、このチラシ表面記載の給付金担当窓口にご相談ください。

- Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか?
- Α 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっ ても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を 満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (いずれかーつ)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等
- 配偶者からDVを受け避難しています。 0 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?
- 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計 Α を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税所得割非課税世帯 相当である場合には受給できます。
- 現在の住まいで受給するためには、どのような手続き 0 が必要ですか?
- 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者やその他親族 Α からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「物価高騰対応重 点支援給付金(均等割のみ課税)申請書」をご提出ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合 は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。